

指導行政のポイント

“教育委員会制度”の見直し

菱村 幸彦

3月4日、文部科学大臣は、中央教育審議会に対し「地方分権時代における教育委員会の在り方」について諮問した。

5年前の答申では対応できない

教委のあり方については、すでに平成9年に中央教育審議会で審議し、平成10年に答申「今後の地方教育行政の在り方について」を得ている。その答申に基づき、平成11年と13年の2度にわたって地方教育行政法を改正し、教育長の承認制の撤廃、都道府県の基準設定権の廃止、教育委員の構成の改善、教委会議の公開、行政相談体制の整備、校長の意見具申権の強化、高校学区制の廃止などの措置がとられている。

あれからまだ時間が経っていないのに、なぜ、再び中教審で教委のあり方を審議するのか。

文科大臣の諮問理由を読むと、いろいろ書いてあるが、これはタテマエ論であろう。実際の理由は、このところ教育界の外から教委制度の見直し論が続出しており、その「外圧」に対処するため中教審の出動を要請したというのがホンネではないのか。

外からの見直し論としては、例えば、地方分権改革推進会議および総合規制改革会議において教委を任意設置にすべきだという議論がある。また、経済財政諮問会議では義務教育費国庫負担制度の見直しに関連して、教委のあり方が問われている。さらに、一部の市の首長から教委の廃止を求める意見も出ている（志木市の構造改革特区による教委廃止構想など）。

こうした議論をみていると、5年前の中教審答申がはやくも色あせたと感ずるほど時代の変化が激しいことがわかる。この際、中教審において将来を見通した抜本的な検討が必要であろう。

任意設置論等にどう答えるか

さて、中教審の審議は1年以内をメドに結論を得るとされているが、中教審ではどのような課題が取り上げられるか。

この点については、文科大臣の諮問理由説明にかなり書き込まれている。詳しくはそれをご覧いただきたいが、それに私見を加えて考察すれば、ポイントは次のようになるだろう。

(1) 教委制度の意義と役割

教委の任意設置論や廃止論にどう答えるか、が課題ではないか。教委が果たす今日的意味を明確にすることが主眼と言えよう。形骸化が指摘される教委をどう活性化するか、も課題だ。

(2) 首長と教委との関係

一部の首長には、学校教育はともかく、生涯学習、文化、スポーツ、幼児教育等については直接掌握したいという意向がある。こうした点を踏まえて、首長と教委の連携のあり方をどうするかが課題となる。

(3) 市町村と都道府県との関係および市町村教委のあり方

教委機能の強化をめざす教育行政の広域化の推進方策や市町村と都道府県の関係、とくに小・中学校の教職員の人事の扱いなどが問題となる。

(4) 学校と教委との関係および学校の自主性・自律性の確立

先ごろ公表された「地域運営学校」の具体化がメインの課題か。そのほか、学校の主体性を高める観点から学校と教委の関係、学校評価のあり方、主任制の見直しなども取り上げられるものと考えられる。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●新刊案内●

3月23日発売 申込み受付中！

教育開発研究所刊

改革の流れを的確に整理！ 最新の資料と演習により“教育新時代”の経営課題を探る

『教職研修 ’04情報版』

菱村幸彦（国研名誉所員）監修
B5判 270頁・定価 2625円